

2025 年 6 月 9 日
金沢エナジー株式会社

**「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」に伴う
ガス料金・電気料金の値引きについて**

金沢エナジー株式会社（代表取締役社長：石本 毅）は、政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、「本事業」）に基づき、2025 年 8 月検針分（2025 年 7 月使用分）から同年 10 月検針分（同 9 月使用分）のガス料金および電気料金に直接反映する形で値引きを行い、ご家庭や企業のご負担を軽減いたします。

なお、今回の値引きに際し、お客さまにて特段のお手続きは不要です。

◎ 都市ガスおよび電気料金の値引き単価について

対象	2025 年		
	8 月検針分 (7 月使用分)	9 月検針分 (8 月使用分)	10 月検針分 (9 月使用分)
都市ガス※1	8.0 円/m ³ ※2	10.0 円/m ³ ※3	8.0 円/m ³ ※2
電気（低圧）	2.0 円/kWh ※4	2.4 円/kWh ※5	2.0 円/kWh ※4
電気（高圧）	1.0 円/kWh	1.2 円/kWh	1.0 円/kWh
算定方法	・ 値引き期間中は、通常算定される単価から、値引き単価を控除したものを従量料金単価とし、ガス料金を算定します。 ・ 値引き期間中は、通常算定される燃料費調整単価から、値引き単価を控除したものを燃料費調整単価とし、電気料金を算定します。		

※1 都市ガスの年間契約量が 1,000 万 m³ 以上のお客さま及び簡易ガス団地（湖陽住宅、瑞樹団地、南森本地区、大浦・東蚊爪地区）でガスをお使いのお客さまは値引きの対象外です。

※2 標準家庭（1 か月のご使用量が 21m³）の場合、毎月 168 円（税込）の値引きとなります。

※3 標準家庭（1 か月のご使用量が 21m³）の場合、毎月 210 円（税込）の値引きとなります。

※4 標準家庭（1 か月のご使用量が 230kWh）の場合、毎月 460 円（税込）の値引きとなります。

※5 標準家庭（1 か月のご使用量が 230kWh）の場合、毎月 552 円（税込）の値引きとなります。

◎ 本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

【当社コールセンター】

T E L : 0570-001874（IP 電話・海外からご利用の場合は 076-214-8470）

※受付時間：全日 9：00～17：30（1 月 1 日～3 日を除く）

以 上